**特別障害者手当申請から支給まで**

申請

　①特別障害者手当所得状況届

　②特別障害者手当認定請求書

　③公的年金調書

　④特別障害者手当認定診断書

　⑤年金振込通知書又は年金が振り込まれている通帳のコピー（障害年金又は遺族年金を受給している方のみ）

　⑥障害者手帳の写し（所持している方のみ）

　⑦特別障害者手当振込先登録票

　①～⑥の書類と課税証明証をもとに判定を行う

　※以下の方は申請できません

　（１）施設に入所している方

　（２）病院・診療所（介護老人保健施設含む）に３ヶ月超えて入院している

　　　　方

　（３）本人・扶養義務者などの所得が限度額を超えているとき

認定

　認定者には認定通知書を送付（認定請求月の翌月から支給開始）

支給

　３ヶ月分まとめて年に４回支給（２・５・８・１１月）